

平成19年度（平成20年3月31日現在）貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現金および預貯金	30,384	保険契約準備金	5,455,002
現 金	503	支 払 備 金	44,766
預 貯 金	29,880	責 任 準 備 金	5,320,919
コ ー ル ロ ー ン	101,000	社 員 配 当 準 備 金	89,316
買 入 金 銭 債 権	103,205	再 保 險 借	18
金 銭 の 信 託	10	そ の 他 負 債	150,590
有 価 証 券	3,893,134	借 入 金	107,000
国 債	1,730,726	未 払 法 人 税 等	327
地 方 債	85,979	未 払 金	5,997
社 債	515,214	未 払 費 用	9,606
株 式	503,986	前 受 収 益	1,771
外 国 証 券	906,603	預 り 金	2,876
そ の 他 の 証 券	150,624	預 り 保 証 金	22,499
貸 付 金	1,151,117	仮 受 金	511
保 險 約 款 貸 付	168,656	退 職 給 付 引 当 金	51,858
一 般 貸 付	982,461	価 格 変 動 準 備 金	12,950
有 形 固 定 資 産	522,064	再評価に係る繰延税金負債	31,648
土 地	307,208	支 払 承 諾	103
建 物	209,854		
建 設 仮 勘 定	770		
その他の有形固定資産	4,231	負債の部合計	5,702,172
無 形 固 定 資 産	27,869	( 純 資 産 の 部 )	
ソ フ ト ウ ェ ア	12,543	基 金	131,000
その他の無形固定資産	15,325	基 金 償 却 積 立 金	130,000
再 保 險 貸	4	再 評 価 積 立 金	281
そ の 他 資 産	69,175	剰 余 金	98,476
未 収 金	30,417	損 失 て ん 補 準 備 金	1,371
前 払 費 用	1,480	そ の 他 剰 余 金	97,105
未 収 収 益	25,750	基 金 償 却 準 備 金	20,000
預 託 金	2,612	社 員 配 当 平 衡 積 立 金	4,880
金 融 派 生 商 品	968	当 期 未 処 分 剰 余 金	72,225
仮 払 金	813	基 金 等 合 計	359,758
そ の 他 の 資 産	7,133	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 36,782
繰 延 税 金 資 産	87,311	土 地 再 評 価 差 額 金	△ 40,718
支 払 承 諾 見 返	103	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	△ 77,500
貸 倒 引 当 金	△ 952	純資産の部合計	282,257
資 産 の 部 合 計	5,984,429	負債および純資産の部合計	5,984,429

- 注1. 有価証券（現金および預貯金・買入金銭債権のうち有価証券に準じるものおよび金銭の信託において信託財産として運用している有価証券を含む）の評価は、売買目的有価証券については時価法（売却原価の算定は移動平均法）、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第21号）にもとづく責任準備金対応債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式および関連会社株式（保険業法第2条第12項に規定する子会社および保険業法施行令第2条の3第2項に規定する子法人等のうち子会社を除いたものおよび同法施行令第2条の3第3項に規定する関連法人等が発行する株式をいう）については原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては3月末日の市場価格等（国内株式および外貨建外国債券（ヘッジ分を除く）は3月中の市場価格等の平均）にもとづく時価法（売却原価の算定は移動平均法）、時価のないものについては取得差額が金利調整差額と認められる公社債（外国債券を含む）については移動平均法による償却原価法（定額法）、それ以外の有価証券については移動平均法による原価法によっております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
2. デリバティブ取引の評価は時価法によっております。
3. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）にもとづき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成13年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める地価公示法の規定により公示された価格に奥行補正等の合理的な調整を行って算定または同施行令第2条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価に時点修正を行って算定。

4. 有形固定資産の減価償却の方法は、次の方法によっております。
- ・建物
    - ①平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定額法によっております。
    - ②平成19年4月1日以降に取得したもの 定額法によっております。
  - ・建物以外
    - ①平成19年3月31日以前に取得したもの 旧定率法によっております。
    - ②平成19年4月1日以降に取得したもの 定率法によっております。
5. 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場により円換算しております。  
なお、その他有価証券のうち時価のある外貨建外国債券（ヘッジ分を除く）は、3月中の平均為替相場により円換算しております。
6. 貸倒引当金は、資産の自己査定基準および償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
- 破産、民事再生等、法的形式的な経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という）に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者（以下「実質破綻先」という）に対する債権については、下記直接減額後の債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。
- また、現状、経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の回収可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。
- 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。
- すべての債権は、資産の自己査定基準にもとづき、関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果にもとづいて上記の引当を行っております。
- なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証等による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は659百万円であります。

7. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」平成10年6月16日企業会計審議会）にもとづき、当年度末において発生したと認められる額を計上しております。
8. 価格変動準備金は、保険業法第115条の規定にもとづき算出した額を計上しております。
9. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
10. ヘッジ会計の方法は、「金融商品に関する会計基準」（平成20年3月10日企業会計基準委員会）に従い、貸付金および債券に対するキャッシュ・フローのヘッジとして繰延ヘッジおよび金利スワップの特例処理、外貨建債券の一部にかかる為替変動リスクのヘッジとして時価ヘッジ、その他の外貨建取引等については為替の振当処理を行っております。  
なお、ヘッジの有効性の判定には、ヘッジ対象とヘッジ手段の時価変動またはキャッシュ・フロー変動を比較する比率分析によっております。
11. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、資産にかかる控除対象外消費税等のうち、法人税法に規定する繰延消費税等については、前払費用に計上し5年間で均等償却し、繰延消費税等以外のものについては、発生年度の費用に計上しております。
12. 責任準備金は、保険業法第116条の規定にもとづく準備金であり、保険料積立金については次の方式により計算しております。
- (1) 標準責任準備金の対象契約については、金融庁長官が定める方式（平成8年大蔵省告示第48号）
  - (2) 標準責任準備金の対象とならない契約については、平準純保険料式
13. 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却の方法は、利用可能期間にもとづく定額法により行っております。

14. 法人税法の改正（「所得税法等の一部を改正する法律」平成19年3月30日法律第6号および「法人税法施行令の一部を改正する政令」平成19年3月30日政令第83号）に伴い、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産の減価償却の方法は、改正後の同法に定める「定率法」および「定額法」によっております。

これにより経常利益は従来の方法に比べて80百万円減少しております。

平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産のうち、従来の償却可能限度額まで償却が到達している有形固定資産については、残存簿価を5年間で均等償却しております。

これにより経常利益は508百万円減少しております。

15. 貸付金のうち、破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権および貸付条件緩和債権の額は、4,760百万円であります。なお、それぞれの内訳は以下のとおりであります。

(1) 貸付金のうち、破綻先債権額は6百万円、延滞債権額は3,167百万円であります。上記取立不能見込額の直接減額は、破綻先債権額466百万円、延滞債権額193百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸付金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(2) 貸付金のうち、3カ月以上延滞債権額は441百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸付金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸付金であります。

- (3) 貸付金のうち、貸付条件緩和債権額は1, 145百万円であります。  
なお、貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸付金であります。

16. 有形固定資産の減価償却累計額は234, 092百万円であります。

17. 特別勘定の資産の額は38, 386百万円であります。  
なお、負債の額も同額であります。

18. 子会社等に対する金銭債権の総額は624百万円、金銭債務の総額は1, 179百万円であります。

19. 取締役および監査役に対する金銭債務総額は222百万円であります。

20. (1) 繰延税金資産の総額は124, 577百万円、繰延税金負債の総額は14, 424百万円であります。  
繰延税金資産のうち評価性引当額として控除した額は、22, 841百万円であります。

繰延税金資産の発生の主な原因別内訳は、

その他有価証券の評価差額	34, 075百万円、
税務上の繰越欠損金	25, 163百万円、
退職給付引当金	18, 721百万円、
有価証券評価損	16, 391百万円、
および減損損失	9, 020百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別内訳は、

その他有価証券の評価差額	11, 377百万円であります。
--------------	------------------

- (2) 当年度における法定実効税率は36. 1%であり、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の主要な内訳は、基金利息△4. 6%、社員配当準備金△2. 7%、評価性引当額の増減2. 7%、その他1. 6%であります。

21. 貸借対照表に計上したその他の有形固定資産の他、リース契約により使用している重要なその他の有形固定資産として電子計算機があります。

22. 社員配当準備金の異動状況は次のとおりであります。
- |              |           |
|--------------|-----------|
| 前年度末現在高      | 96,001百万円 |
| 前年度剰余金からの繰入額 | 4,957百万円  |
| 当年度社員配当金支払額  | 11,734百万円 |
| 利息による増加等     | 92百万円     |
| 当年度末現在高      | 89,316百万円 |
23. 子会社等の株式または出資金は7,755百万円であります。
24. 担保に供されている資産の額は、有価証券30,500百万円であります。
25. 保険業法施行規則第71条第1項に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金（以下「出再責任準備金」という。）の金額は57百万円であります。
26. 保険業法施行規則第30条第2項に規定する金額は281百万円であります。
27. 基金30,000百万円の償却に伴い、同額の基金償却準備金を保険業法第56条の規定による基金償却積立金へ振り替えております。
28. 貸付金にかかるコミットメントライン契約の融資未実行残高は、4,500百万円であります。
29. 借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。
30. 外貨建資産の額は 447,975百万円であります。  
 （主な外貨額 3,564百万米ドル、  
 546百万ユーロ、  
 5百万英ポンド）
31. 保険業法第259条の規定にもとづく生命保険契約者保護機構に対する当年度末における当社の今後の負担見積額は、16,843百万円であります。  
 なお、当該負担金は拠出した年度の事業費として処理しております。

32. 退職給付債務に関する事項は次のとおりであります。

(1) 退職給付債務およびその内訳

イ. 退職給付債務	△ 81,554百万円
ロ. 年金資産	7,950百万円
ハ. 未積立退職給付債務 (イ+ロ)	△ 73,604百万円
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	8,079百万円
ホ. 未認識数理計算上の差異	15,527百万円
ヘ. 貸借対照表計上額純額 (ハ+ニ+ホ)	△ 49,996百万円
ト. 前払年金費用	1,861百万円
チ. 退職給付引当金	△ 51,858百万円

なお、退職一時金・年金制度（適格退職年金制度を除く）において退職給付信託を設定しており、退職給付引当金は退職給付信託の年金資産額3,697百万円と相殺表示しております。

(2) 退職給付債務等の計算基礎

イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	2.5%
ハ. 期待運用収益率	1.2%
うち適格退職年金	2.8%
ニ. 会計基準変更時差異の処理年数	10年
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	翌期より6年
ヘ. 過去勤務債務の額の処理年数	発生年度全額処理





- 注1. 子会社等との取引による収益の総額は1,789百万円、費用の総額は15,385百万円であります。
2. (1) 有価証券売却益の内訳は、
- |       |                |
|-------|----------------|
| 国債等債券 | 7,575百万円、      |
| 株式等   | 22,371百万円、     |
| 外国証券  | 7,459百万円であります。 |
- (2) 有価証券売却損の内訳は、
- |       |                |
|-------|----------------|
| 国債等債券 | 2,722百万円、      |
| 株式等   | 13,296百万円、     |
| 外国証券  | 1,211百万円であります。 |
- (3) 有価証券評価損の内訳は、
- |      |                |
|------|----------------|
| 株式等  | 23,420百万円      |
| 外国証券 | 1,267百万円であります。 |
3. 責任準備金戻入額の計算上、差し引かれた出再責任準備金戻入額の金額は150百万円であります。
4. 「売買目的有価証券運用益」の内訳は、売却益1,466百万円、売却損404百万円であります。
5. 「金融派生商品収益」には、評価益が968百万円含まれております。
6. 退職給付費用の総額は、11,220百万円であります。なお、その内訳は以下のとおりであります。
- |                    |          |
|--------------------|----------|
| イ. 勤務費用            | 2,831百万円 |
| ロ. 利息費用            | 1,983百万円 |
| ハ. 期待運用収益          | △150百万円  |
| ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額 | 4,039百万円 |
| ホ. 数理計算上の差異の費用処理額  | 2,516百万円 |